

科学的発展観を実行し環境保全を 強化することに関する国務院の決定

2005 - 12 - 14

国発[2005]39号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部、委員会、各直轄機構：

全面的に科学的発展観を実行し、社会主義の協調した社会の構築を加速し、全面的小康社会建設の奮闘目標を実現するため、環境保全を一層重要な戦略的地位に置かなければならない。そのためにここで下記の如く決定を行う。

一、環境保全活動を立派に遂行する重要な意義を十分認識する

(一)環境保全活動が積極的な進展を見せた。党中央、国務院は、環境保全を高度に重要視し、一連の重大な政策措置を講じ、各地区、各部門も、環境保全活動に絶えず力を注ぎ、国民経済の快速成長、人民大衆の消費レベルの顕著な向上の下で、全国の環境質は基本的に安定し、一部の都市と地区の環境質は、幾らか改善され、多くの主要汚染物の排出総量は規制され、工業製品の汚染排出強度は下降し、重点流域、重点区域の環境整備意識は絶えず推進し、生態の保護と整備は強化され、原子力と放射能の監督管理体系はこれまで以上に完備した。社会全体の環境意識と人民大衆の参与の度合いは顕著に向上し、国際環境条約を真剣に履行する我が国の良好な国際的イメージを樹立した。

(二)環境は依然として厳しい情勢にある。我が国の環境保全は積極的な進展を見せたが、環境の厳しい情勢は依然として変っていない。主要汚染物の排出量は環境負荷能力をオーバーし、都市を流れる河川は普遍的に汚染され、多くの都市の大気汚染は嚴重で、酸性雨汚染が加重し、残留性有機汚染物質の危害が現れ始め、土壌の汚染面積が広がり、近海海域の汚染が厳しさを増し、核と放射能環境の安全に隠れた災いが存在する。生態系の破壊が嚴重で、水土流失の量が大きく面が広く、砂漠化、草原の退化が進み、生物多様性が減少し、生態システムの機能が退化している。先進国が経歴した数百年の工業化過程の段階別環境問題が、我が国でもこの20年来に集中して現れ、構造型、複合型、圧縮型の特徴が現れている。環境汚染と生態系の破壊は、巨大な経済損失をもたらし、大衆の健康を損ない、社会の安定と環境の安全に影響を及ぼしている。これからの15年、我が国の人口は増え続け、経済総量は再度四倍増を実現し、資源、エネルギー消費

は引き続き増長し、環境保全が直面する圧力も益々大きくなっている。

(三)環境保全の法規、制度、活動が、事業の要求に適應出来ない。当面一部の地方はGDPの生長を重視し、環境保全を軽視している。環境保全の法律・制度は不健全で、環境立法は情勢の需要に完全に適應せず、法があっても法に基づかず、法律の執行も厳しさに欠ける。環境保全メカニズムも完備されず、投入も不十分で、歴史的に借りが多く、汚染整備の進展は緩慢で、市場化レベルも低すぎる。環境管理体制は整理されず、環境管理効率を高める必要がある。監督管理能力が弱く、国の環境モニタリング、情報、科学技術、宣伝教育と総合評価能力も不足し、一部の指導幹部の環境保全意識と大衆の参与レベルは相当遅れている。

(四)環境保全を一層重要な戦略的位置に置くべきである。環境保全活動の強化は、科学的發展觀を実行する重要な措置であり、小康社会の全面的建設の内在的要求であり、民のために政務を執る原則を堅持し、政權担当能力の向上を図る實際行動であり、社会主義の協調した社会を構築する有力な保障である。環境保全の強化は、經濟構造の調整と成長方式の轉換を有利にし、より早いより良い發展を実現する。環境保全と関連産業の發展を有利にし、經濟の新たな成長ポイントを育成し、雇用創出を促す。全社会の環境意識と道德素養の向上を有利にし、社会主義精神文明の建設を促進する。人民大衆の健康保障を有利にし、生活レベルを向上し、平均寿命を延長する。中華民族の長期的利益の擁護を有利にし、子孫後代に良好な生存と發展の空間を留める。従って、科学的發展觀を以って環境保全活動を統帥し、決意を固め環境問題の解決に取り組まなければならない。

二、科学發展觀を以って環境保全活動を統帥する

(五)指導思想。鄧小平の理論と「三つの代表」の重要思想を指針とし、党の十六期五中総の精神を真剣に貫徹し、科学的發展觀を全面的に実行し、社会主義の協調した社会を構築する要求に基づき、環境保全の基本国策を堅持し、發展の過程で環境問題を解決する。經濟構造の調整と經濟成長方式の根本的轉換を積極的に推進し、「汚染してから改善し、改善すると同時に破壊する」との状況を確実に改め、科学技術の進歩に依拠し、循環型經濟を形成し、生態文明を唱導し、環境の法整備を強化し、監督管理体制を完備し、長期的で有効なメカニズムを確立し、綺麗な水を飲み、清潔な空気を吸い、安心できる食物を食い、良好な環境の中で生活できる資源節約型と環境友好型社会を建設する。

(六)基本原則

協調した發展、互惠・共栄。環境保全と經濟成長、社会進歩の関係を正しく処理する。發展の中で保護を実行し、保護の中で發展を促進し、節約發展、安全發展、クリーン發展を堅持し、持続可能な科学的發展を実現する。

法治の強化、綜合改善。法に基づく行政を堅持し、環境の法律法規を絶えず完備し、環境法律の執行を厳しくし、環境保全と發展の総合的戦略、科学的企画を堅持し、

予防を主とする方針を際立たせ、汚染と生態系破壊を源泉から防止し、法律・経済・技術と必要な行政手段を総合的に運用して環境問題を解決する。

新貸借勘定を無くし、旧貸借勘定を減らす。汚染物の排出総量を厳格に規制し、新規建設・拡張と改築プロジェクトは全て環境保全の要求に合致し、増産しても汚染を増やさないことを確保し、その上で増産と汚染削減の実現を目指し、環境の歴史的遺留問題を積極的に解決する。

科学技術、新機軸メカニズムに依拠する。環境科学技術の発展に大きな力を注ぎ、技術の新機軸によって環境問題の解決を促進し、政府・企業・社会の多元化投入メカニズムと一部の汚染改善施設の市場化運営メカニズムを確立し、環境保全制度を完備し、統一的・調和的・効率的な環境監督管理体制を健全化する。

類別指導、重点を際立たせる。現地の実情に合わせて、区分・企画し、都市と農村の統一的な発展を図る。経済の発展を制約し、住民からの苦情が多い環境問題を段階別に解決し、重点流域・区域・海域・都市の環境質を改善する。

(七)環境目標。2010年までには、重点地区と都市の環境質が改善され、生態系環境悪化の趨勢が基本的に食い止められる。主要汚染物の排出総量が有効的に規制され、重点業種の汚染物排出強度が顕著に下がり、重点都市の大気質、都市集中飲用水の水源と農村飲用水の水源、全国地表水の水質と近海海域の海水水質が好転し、草原退化の趨勢が幾らか食い止められ、水土流失の改善面積と生態修復面積が幾らか増加し、鉱山環境は顕著に改善され、地下水の過剰採取と汚染の趨勢が緩み、重点的生態機能保護区・自然保護区など生態機能が基本的に安定し、村・鎮の環境質が幾らか改善され、核と放射能環境の安全が確保される。また、2020年までには、環境質と生態状況が顕著に改善される。

三、経済と社会の発展は、環境保全と協調されなければならない

(八)地区経済と環境の協調した発展を促進する。各地区は、資源の天稟、環境容量、生態状況、人口数量及び国の発展計画と産業政策に基づき、異なる区域の機能の位置付けと発展方向を明確にし、区域経済の計画と環境保全目標を有機的に結び付ける。環境容量に限度があり、自然資源が供給不足であるが、経済が発達した地区は、最適化開発を実行し、環境を優先し、ハイテクの発展に力をいれ、産業構造を最適化し、産業と製品の昇格とモデルチェンジを加速し、同時に率先して汚染排出総量の削減任務を完成し、増産と汚染削減を成し遂げる。環境にまだ幾らか容量があり、資源も割と豊富であれば、発展の潜在力の大きな地区において重点開発を実行し、インフラ整備を加速し、環境負荷能力を科学的かつ合理的に利用し、工業化と都市化を推進する。同時に汚染物排出総量を厳格に規制し、増産しても汚染を増やさないことを成し遂げる。生態系環境が非常に貧弱な地区と重要な生態機能保護区では、開発規制を実行する。保護を優先する前提の下で、発展の方向を合理的に選択し、特色のある優勢産業を発展させ、生態機能の回

復と保護を確保し、エコロジカルバランスを逐次回復する。自然保護区と特殊な保護価値のある地区において開発禁止を実行し、法に基づいて保護し、規定に違反する如何なる開発活動をも厳しく取り締まる。生態機能区分活動を真剣に成し遂げ、異なる地区の主導機能を確定し、それぞれ特色を持つ発展局面を形成する。国の規定に基づき、各種開発建設に対し、環境影響評価を行わなければならない。環境に対し重大な影響を及ぼす規定は、環境影響の論証を行わなければならない。

(九)循環型経済の形成に力をいれる。各地区、各部門は循環型経済の形成を諸般の発展計画を編成する重要な指導原則とし、循環型経済の推進計画を制定・実施し、循環型経済形成の促進政策、関連の基準と評価体系の制定を加速し、技術開発と新機軸体系の建設を加速する。「減量化、再利用、資源化」の原則、生態系環境の要求に基づき、製品と工業区的设计及び改造を行い、循環型経済の形成を促進する。生産の段階では、排出強度の基準を厳しくし、省エネ・消費降下を奨励し、クリーンプロダクションを実行し、法に基づきその審査認定を強制する。廃棄物の発生段階では、汚染の予防と全過程の規制を強化し、拡大生産者責任を実行し、合理的に産業チェーンを拡大し、各種廃棄物の循環利用を強化する。消費の段階では、環境にやさしい消費方式を唱導し、環境標識、環境認証と政府のグリーン購入制度を実行し、再生資源の回収利用体系を完備する。省エネ建築に力を入れ、グリーン建築を発展する。排水の再生利用とゴミの処理、資源化回収を推進し、節水型都市を建設する。生態省(市、県)、環境保全モデル都市、環境友好企業とグリーンコミュニティ、グリーン学校などの創建活動を推進する。

(十)環境保全産業を積極的に発展する。環境保全産業の国産化、基準化、現代化産業体系の建設を加速する。政策扶助と市場監督管理を強化し、市場経済法則に基づき、地方主義と業種保護を打ち破り、公平な競争を促進し、社会資本の環境保全産業への参与を奨励する。自主知的所有権を擁する重要な環境技術設備とインフラ整備は自主的研究開発を踏まえて、導入消化吸収を通じて、環境保全の核心技術とカナメ技術を掌握する。環境保全設備製造企業の自主的新機軸能力を向上し、重大な環境保全技術設備の自主的製造を促進する。著名な銘柄を持ち、核心技術能力が強く、マーケットシェアが高く、多くの雇用チャンスを提供する優勢環境保全企業を大量に育成する。環境保全サービス業の発展を加速し、環境諮問の市場化を推進し、仲介組織としてのセクター協会の役割を充分発揮する。

四、際立った環境問題を切実に解決する

(十一)飲用水の安全と重点流域の整備を重点とした水質汚染防止を強化する。飲用水水源保護区を科学的に区分・調整し、飲用水水源の保護を切実に強化し、予備用の都市水源地を建設し、農村の飲用水安全問題を解決する。水源保護区域内の汚染水直接排出口を断固取締り、養殖業の水源地に対する汚染を厳しく防止し、有毒有害物質の飲用水水源保護区への浸入を厳禁する。水質汚染事故の予防と緊急対策を強化し、大衆の飲用水

の安全を確保する。淮河、海河、遼河、松花江、三峡ダム区及びその上流、黄河小浪底ダム区とその上流、南水北調水源地及びその沿線、太湖、滇池、巢湖を水質汚染防止の重点流域とする。渤海など重点海域と河口地区を海洋環境保全活動の重点地区とする。河川・湖・海洋に基準をオーバーした工業排水を直接排出することを厳禁する。

(十二)汚染防止の強化を重点とした都市の環境保全の強化。都市のインフラ整備を強化し、2010年までには、全国の都市下水処理率を70%以上とし、生活ゴミの無害化処理率を60%以上とし、粒子状物質、騒音、飲食業の汚染を主として解決し、省エネ環境保全型自動車を奨励する。移転した後の汚染企業の使用地に対し、土壌リスク評価と修復を行う。都市建設は自然と生態条件を重点とし、できるだけ天然林・草、河川・湖、湿地帯、自然地形及び野生動物など自然遺産を保留し、都市の生態バランスを維持するよう努める。

(十三)二酸化硫黄の排出総量の削減を重点とした大気汚染防止の推進。洗炭と選炭を行い、商品石炭の硫黄含有量を引き下げる。石炭火力発電所における二酸化硫黄の改善を強化し、新規(拡張)建設の石炭火力発電所は、特別低硫黄燃料石炭の炭鉱玄関口発電所を除き、同期に脱硫装置或はその他二酸化硫黄の排出量を削減する措置を講じなければならない。大中都市及びその近郊において、コージェネレーション以外の石炭火力発電所の新規(拡張)建設を厳格に規制し、鉄鋼・冶金などエネルギー高消費企業の新規(拡張)建設を禁止する。2004年の年末前にすでに運営を始めた二酸化硫黄排出基準オーバーの石炭火力発電所は、2010年以前に脱硫装置を取り付け、環境状況に基づき、異なる区域の脱硫目標を確定し、酸性雨と二酸化硫黄汚染防止計画を制定し実行する。操業20年以上或はユニット容量10万kW以下の発電所は期限までに改造するか閉鎖する。石炭火力発電所の窒素酸化物の改善計画を作成し、モデル事業を展開する。煙塵、粉塵の改善に力を入れ、省エネ措置を取り、エネルギー利用効率を向上し、風力、太陽エネルギー、地熱、バイオマスなど新エネルギーの発展に力を入れ、原子力発電を積極的に発展し、秩序立てて水エネルギーを開発し、クリーンエネルギーの比重を高め、大気汚染物の排出を削減する。

(十四)土壌汚染の防止を重点とし、農村の環境保全を強化する。社会主義の新農村建設と結び付け、農村の小康環境保全行動計画を実施する。全国土壌汚染状況の調査と汚染基準超過農地の総合改善を展開し、汚染が嚴重で修復不可能な農地は法に基づいて調整し、農薬・化学肥料を合理的に使用し、農業用マルチフィルムの農地に対する汚染を防止し、節水型農業と生態農業を積極的に発展させ、大規模な養殖業による汚染の改善に力を入れる。農村の水道、トイレの改造を進め、麦藁など作物藁の資源化利用を立派に遂行し、農村のメタンガスを積極的に発展させ、生活ゴミと汚水を妥当に処理し、農村の「汚れ、乱れ、劣る」環境問題を解決し、環境の美しい郷鎮、文明生態村を築き上げる。県の地域経済の発展は、本地区の資源優勢と環境負荷に合致した特色のある産業を選択し、汚染の農村への転移を防止しなければならない。

(十五)人間と自然の協調促進を重点とし、生態系保護を強化する。生態系の保護と整備を同等に重視し、不合理な資源開発活動を重点的に規制する。天然植生の保護を優先し、適時適作を堅持し、自然回復を重視する。天然林の保護、天然草原の植生回復、耕地を林地に戻し、牧場を草原に、耕地を湖に戻し、砂漠の整備、砂漠化防止など生態系保護のプロジェクトを引き続き実施し、土地の退化と草原の砂漠化を厳しく規制する。経済と社会の発展は、水資源条件に適応しなければならない。生活、生産と生態用水を統一計画し、節水型社会を建設する。災害対抗の要求に適した災害防止経済を発展し、水資源の開発利用活動は生態用水を充分考慮する。生態機能保護区と自然保護区の建設と管理を強化する。鉱産資源と観光開発の環境監督管理を強化し、マングローブ、浜地の湿地、珊瑚礁、離島など海洋・海岸の典型的生態系の保護活動を積極的に進める。

(十六)原子力施設と放射源の監督管理を重点とし、核と放射環境の安全を確保する。核の安全と放射能環境の管理を全面的に強化し、国は原子力施設に対し統一監督管理を実行する。原子力発電の発展計画と建設は、安全と廃棄物処理などの問題を充分考慮し、建設中と運転中の原子力施設の安全監督管理を強化し、原子力施設の休業と放射性廃棄物の処理処置のテンポを加速し、電磁気輻射と同伴放射性鉱産資源の開発における環境の監督管理を強化し、放射源の安全監督管理体系を健全化する。

(十七)国の環境保全プロジェクトの実施を重点とし、当面の際立った環境問題の解決を促進する。国の重点環境保全プロジェクトは環境問題解決の重要な措置であり、国の重点環境保全プロジェクトは、「十一五」期間から、国民経済と社会発展計画及び関連の特別計画に組み入れられ、真剣に実行される。国の重点環境保全プロジェクトには、危険廃棄物処理プロジェクト、都市下水処理プロジェクト、ゴミの無害化処理プロジェクト、石炭火力発電所の脱硫プロジェクト、重要な生態機能保護区と自然保護区の建設プロジェクト、農村小康環境保全行動プロジェクト、核と放射能環境安全プロジェクト、環境管理の能力向上プロジェクトが含まれる。

五、環境保全の長期有効メカニズムの確立と完備

(十八)環境法規と基準体系を完備する。土壤汚染、化学物質汚染、生態系保護、遺伝資源、生物の安全、オゾン層の保護、核安全、循環型経済、環境損害賠償と環境モニタリングなど関連の法律法規の立案を急ぎ、「中華人民共和国環境保護法」の改訂活動にタイアップする。環境立法と各地の法律執行情況の真剣な評価を通じて、環境法律法規を完備し、違法行為に対する一層厳しい処罰を規定し、「違法のコストが低く、法律遵守のコストが高い」と言う問題を重点的に解決する。環境技術規範と基準体系を完備し、環境基準を科学的に確定し、環境基準が環境保全目標にリンクするよう努める。

(十九)環境法律法規を厳格に執行する。法に基づいて政務を執る意識を強化し、環境法律執行の力を強め、環境影響評価を執行せず、建設プロジェクト環境保護施設の「三同時」制度(設計・施工・使用を同時に実施する)を守らず、処理施設を正常に運転せず、

汚染物の排出も基準を超過し、汚染排出許可証の規定を守らず、重大な環境汚染事故を起こした場合、または、自然保護区内における不法開発建設、観光業の開発或は鉱山の不法採掘などによって生態を破壊する違法行為に対し、重点的に調査して処分する。各種工業開発区の環境監督管理を強化し、環境質の要求に達成しない場合は、期限を決めて改善を命令する。部門間の調整を強化し、共同法律執行メカニズムを完備する。環境の法律執行行為を規範化し、法律執行の責任追求制を実行し、環境の法律執行活動に対する行政監査を強化する。汚染被害者の法律援助メカニズムを完備し、環境民事と行政公訴制度の確立を研究する。

(二十)環境管理体制を完備する。区域生態システム管理方式に基づき、部門の職責分担を逐次整理し、環境監督管理の協調性、全体性を増強する。国の監査、地方の監査、部門の責任と言う環境監督管理体制を確立し完備する。国は地方の環境保全活動に対する指導、支持と監督を強化し、区域環境監督検査派出機構を整備し、省を跨ぐ環境保全を調整し、際立った環境問題を督促し検査する。地方の人民政府は本行政区域内の環境質に責任を負い、傘下の人民政府の環境保全活動と重点部門の環境行為を監督し、その上相応の環境保全監督管理メカニズムを確立する。法人とその他組織は、管轄範囲内における関連の環境問題を解決する。企業の環境監督員制度を確立し、職業資格管理を実行する。県レベル以上の人民政府は、環境保全機構の整備に力を入れ、職能・人員と経費を確保する。区の都市環境保全派出機構を設置する監督管理パターンを総括模索し、地方の環境管理体制を完備する。各級の環境保護部門は、諸般の環境監督管理制度を厳格に執行し、汚染の嚴重な事業所に対する期限付き改善と休業整頓の命令を下すと同時に、関係部門の専門家と代表を招集して開発建設計画の環境影響評価の審査意見を提出しなければならない。環境犯罪案件の移送プログラムを完備し、司法機構にタイアップして各種環境案件を処理する。

(二十一)環境監督管理制度を強化する。汚染物の総量規制制度を実施し、総量規制指標を級別に各地方の人民政府とその傘下の汚染排出部門に分解する。汚染排出許可証制度を推進し、許可書なしの排出と基準超過排出を禁止する。環境影響評価と「三同時」制度を厳格に執行し、汚染物総量規制指標を超え、生態破壊が嚴重で、その上生態系の回復任務を完成していない地区に対し、汚染物総量の新規増加と生態系に大きな影響を及ぼすプロジェクトの新規建設の審査批准を一時停止する。環境評価審査批准プログラムを通さず勝手に建設したか、或は操業を始めたプロジェクトは、建設停止或は生産停止を命令する他、環境影響評価の手続を補足し、その上、関係者の責任を追及する。生態改善プロジェクトに対しては十分な論証と事後評価を実行する。経済構造の調整と結び付け、強制淘汰制度を完備し、国の産業政策に基づき、強制淘汰する汚染嚴重企業と遅れた生産能力・工程・設備と製品のリストを適時に作成し調整する。期限付き改善制度を強化し、基準達成が不安定か、或は汚染物総量の超過排出部門に対し期限つき改善を命令し、改善期間は生産を制限し、排出を制限し、更に汚染物排出総量を増やすプロ

プロジェクトの建設を禁止し、期日通りに改善任務を完成しない場合は、生産停止を命令する。環境監察制度を完備し、現場における法執行検査を強化する。環境の突発事故に対する応急予備案を厳格に執行し、地方各級人民政府は関係規定に基づき、突発事件の緊急対策に全面的に責任を負い、環境保護総局及び国務院の関係部門は状況に基づき、調整と支援を提供する。省を跨ぐ河川の断面水質の審査制度を確立し、省レベル人民政府は、省を流れ出る河川水質の審査目標の達成を確保する。国は省を跨ぐ環境の法執行及び紛糾の調整を強化し、上流に位置する省の汚染物排出が下流の省に対し汚染事故を成した場合、上流の省レベル人民政府は損害賠償の責任を負い、更に法に基づき関係部門と担当者の責任を追求する。損害賠償の具体的方法は環境保護総局が関係部門と共に立案する。

(二十二)環境保全の投入メカニズムを完備する。良好な生態系環境を創造することは、各級人民政府の重要な職責であり、各級人民政府は環境保全に対する投入を財政支出の重点内容とし、その上投入を年々増やさなければならない。汚染防止、生態保護、環境保全の試行モデルと環境保全監督管理の能力建設に対する資金投入を増やすべきである。当面、地方政府の投入の重点は、下水道と生活ゴミの収集運搬施設のセットアップと完備に置き、国は引き続き投資を準備して支持するつもりである。各級人民政府は国の定員定額基準を厳格に執行し、環境保全行政管理、監察、モニターリング、情報、宣伝教育など行政と事業経費の支出を確保し、「収支二本線」の問題を解決する。社会の資金が都市と農村の環境保全インフラ整備と関係活動に投入するよう誘導し、政府、企業、社会の多元化環境保全投融資メカニズムを完備する。

(二十三)環境保全に有利な経済政策を推進する。環境保全に有利な価格、税収、融資、貿易、土地と政府購入などの政策体系を確立し完備する。政府の定価は資源の希少性と環境コストを充分考慮し、市場調節に対する価格も環境保全を有利にする指導と監督が必要である。再生可能エネルギー発電所とゴミ焼却発電所に対しては、発展に有利な電気価格政策を実行し、再生可能エネルギー発電プロジェクトの電力網連結電気量に対しては、全額買入れ政策を実行する。国の産業政策と環境保全基準に合致しない企業に対しては、用地を認可せず、融資を停止し、工商登録手続を拒否するか或は法に基づき取り締まる。境内の非営利社会団体、国家機関を通じて環境保全事業に送られた寄贈に対しては、法に基づき税収を優遇する。生態補償政策を完備し、出来るだけ早く生態補償メカニズムを確立する。中央と地方の財政転移支払いは、生態補償要素を考慮すべきで、国と地方はそれぞれ生態補償テストを展開する。遺伝資源の恩恵利益の共有メカニズムを確立する。

(二十四)市場メカニズムを利用して汚染改善を推進する。都市の下水、生活ゴミ処理の有料制度を全面的に実施し、料金基準は「元金保証、微小営利」レベルとし、料金レベルがそれ以下である地方は、地元の財政から運転コストの不足を補助する。下水、ゴミ処理などインフラ整備の建設と運営に対する社会資本の参与を奨励する。都市の下水と

ゴミ処理部門の企業化体制改革のテンポを加速し、公開入札方式を採用し、優秀な投資主体と経営部門を選択し、特別認可経営を実行し、監督管理を強化する。汚染処理施設の建設運営用地、電気、設備の原価償却などに対しては、政府の補助政策を実行し、租税優遇を与える。生産者は法に基づいて責任を持つか、他者に委託して廃棄製品を回収処分し、その経費を負担する。汚染改善プロジェクトの設計、施工と運営一体化のパターンを推進し、汚染排出部門が、汚染の改善或は施設の運営を専門会社に委託するよう奨励する。条件のある地区と部門は、二酸化硫黄など汚染物の排出権取引を実行することが許される。

(二十五)環境科学技術の進歩を促進する。環境保全科学技術基礎のプラットフォームの建設を強化し、重大な環境保全科学研究プロジェクトを国家科学技術計画に優先して組み入れる。環境保全戦略、基準、環境と健康などの研究を展開し、水体、大気、土壌、騒音、固形廃棄物、農業の面的汚染などを防止し、また、生態保護、資源の循環利用、飲用水の安全、核安全などの分野の研究を奨励し、汚水の高度処理、石炭火力発電所の脱硫脱硝、クリーンコール、自動車排ガスの浄化など重点難点技術の攻略を組織し、ハイテクの環境保全分野における応用を加速する。技術モデルと成果の普及を積極的に展開し、自主的新機軸能力を向上する。

(二十六)環境保全隊伍の能力建設を強化する。環境監察、モニターリングと緊急対策体系を完備する。環境保全人員の管理を規範化し、養成を強化し、素質を高め、思想が良く、品行方正で、業務に長じ、管理に長けた環境保全隊伍を建設する。各級人民政府は政治的自覚の高い、業務素養のある指導幹部を環境保全部門に送り、その部門を充実し、下級の環境保全責任者の任免は、上級環境保全部門の意見を求めなければならない。政府機構の改革と事業部門改革の総体的構想と関連の要求に基づき、環境の法律執行人員を公務員に編成する問題を解決する。環境モニターリングネットワークを完備し、「ゴールドプロジェクト」を建設し、「デジタル環境保全」を実現し、環境と核安全情報システムの建設を加速し、情報資源の共有メカニズムを実行する。環境事故の応急監視と重大な環境突発事件に対処する予備警報体系を確立する。

(二十七)全社会監督のメカニズムを完備する。環境質公告制度を実行し、各省(区、市)の環境保全の関連指標を定期的に公表し、都市の大気質、都市の騒音、飲用水水源の水質、近海海域の水質と生態状況の評価などの環境情報を発布し、汚染事故情報を適時に発布し、公衆の参加に条件を築く。環境質の基準に達成していない都市を公布し、投資環境のリスク予備警報メカニズムを実行する。社会団体の役割を発揮し、各種環境違法行為の検挙と摘発を奨励し、環境公益訴訟を促進する。企業は環境情報を公開する。公衆の環境権益の関わる発展計画と建設プロジェクトは、公聴会、論証会或は社会公示などの形式で、公衆の意見に耳を傾け、社会監督を強化する。

(二十八)国際の環境協力と交流を拡大する。国外の資金・進んだ環境保全技術と管理経験を積極的に導入し、我が国の環境保全技術・設備と管理レベルを向上する。我が国

の環境保全活動の成績と措置を積極的に宣伝し、気候の変化、生物多様性の保護、砂漠化防止、湿地帯の保護、オゾン層の保護、残留性有機汚染物質の規制、核安全など国際条約及び関連の貿易と環境の交渉に参加し、相応の国際義務を履行すると同時に、国の環境と発展権益を擁護する。温室ガス排出の規制、オゾン層を消費する物質の淘汰進展の加速に努める。対外貿易製品の環境基準を完備し、環境リスク評価メカニズムと輸入品の有害物質に対するモニターリング体系を確立し、利用可能な再生資源と物種資源を合理的に導入利用すると同時に、汚染物の転入、廃棄物の不法輸入、有害外来種の侵入と遺伝資源の流失を厳格に防備しなければならない。

六、環境保全活動の指導を強化する

(二十九)環境保全の指導者責任制を実行する。地方の各級人民政府は、思想を科学発展観に統一し、環境を保護することが生産力を保護することであり、環境を改善することが生産力を発展させることであることを十分認識しなければならない。環境の憂患意識と環境保全活動を立派に遂行する責任意識を増強し、環境保全を制約する難点問題と大衆の健康に影響を与える重点問題を確り掴み、成果を収めるまで放さない。地方人民政府の主な指導者と関係部門の主要責任者は本行政区域と本業界環境保護の第一責任者であり、政府と部門の指導者の内、それぞれ一人が環境保全活動を分担管理し、認識と責任、措置を明確にし、投入を確保する。地方人民政府は定期的に報告を聴取し、環境保全活動を研究配置し、環境保全計画を作成・組織・実施し、実施状況を確認し、問題を即時解決し、環境保全目標の実現を確保する。各級人民政府は、同級の人民代表大会、政治協商会議に環境保全活動を報告或は通報し、監督を受け入れる。

(三十)発展と環境保全の成果を科学的に評価する。グリーン国民経済の採算方法を研究し、発展過程の資源消費、環境損失と環境効果を逐次経済発展の評価体系に組み入れる。環境保全を指導グループと指導幹部の審査の重要な内容とし、審査状況を幹部の選抜任用と奨励懲罰の根拠の一つとする。地方の各級人民政府の環境目標責任制を堅持、完備し、環境保全の主要任務と指標に対し年度目標管理を実行し、定期的に審査を行い、その結果を公表する。優秀、先進の選定活動の中で、環境保全の一票否決を実行する。環境保全活動の中で際立った貢献をした部門と個人を表彰、奨励する。責任追及制を確立し、地方保護主義の環境法律執行に対する関与を切実に解決する。失策によって重大な環境事故を作り出したもの、及び正常な環境法律執行を妨害する指導幹部と公務員に対し、その責任を追及する。

(三十一)環境保全の宣伝教育を深く展開する。環境の保護は全民族の事業であり、環境の宣伝教育は、国の環境保全の意志を実現する重要な方式である。基本国策としての環境保全と環境法制の宣伝に力を入れ、環境文化を広め、生態文明を唱導し、環境補償を以って社会の公平を促進し、生態バランスを以って社会の調和を推進し、環境文化を以って精神文明を豊富にする。マスメディアは、科学発展観の環境保全に対する内在的

要求を大々的に宣伝し、環境保全の公益宣伝を重要な任務とし、適時に党と国家の環境保全政策措置を報道し、環境保全活動の中の新進展、新経験を宣伝し、資源節約と環境保全の世論雰囲気を作成する。各級幹部の研修機構は、指導幹部、重点企業の責任者に対する環境保全の教育を強化する。環境保全の人材を養成し、青少年に対する環境教育を強化し、全民族の環境保全科学普及活動を展開し、環境を保護する全民族の積極性を向上する。

(三十二)環境保全の調整メカニズムを完備する。環境保全の総合的な政策決定メカニズムを確立し、環境保護部門の統一監督管理と関係部門の責任分担の環境保全調整メカニズムを完備し、全国の環境保護部門が参加する合同会議の役割を十分発揮する。国务院環境保護行政主管部門は、環境保全の法律執行の主体であり、関係部門と共に国の環境モニターリングネットワークを完備し、環境情報の公開を規範化する。全国の生態機能区画を編成し、国务院に報告して批准を取り、実施を急ぐ。経済綜合部門と関係主管部門は、環境保全に有利な財政、税収、金融、価格、貿易、科学技術などの政策を制定する。建設、国土、水利、農業、林業、海洋などの関係部門は、法に基づき、各自の分野で環境保全と資源管理の活動を立派に遂行する。宣伝教育部門は、環境保全の宣伝教育に努め、環境保全知識の普及活動を積極的に展開する。人民解放軍は環境保全面における重要な役割を十分発揮する。

各省、自治区、直轄市人民政府と国务院各関係部門は、本決定の精神に基づき、措置を制定して、着実に実行する。環境保護総局は監察部門と共に本決定の貫徹執行状況を監督検査し、毎年国务院に報告する。

国 務 院
二〇〇五年十二月三日